

改正クリーンウッド法における
国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）
手引き

令和 6 年 9 月

一般社団法人全国木材組合連合会

目次

1.	本手引きの目的	3
2.	リスクに基づく合法性確認.....	4
2.1.	国産原木の違法伐採リスク	4
3.	本手引きの対象事業者・対象物品.....	5
3.1.	対象事業者.....	5
3.2.	対象物品	6
4.	合法性確認の実施に向けた体制の整備	6
5.	合法性確認の方法	6
5.1.	手順1：原材料情報及びリスク情報の収集	9
5.1.1.	手順1－1：原材料情報の収集.....	9
5.1.2.	手順1－2：リスク情報収集.....	10
5.2.	手順2：合法性の確認	11
5.3.	手順3：記録の作成・保存.....	12
5.4.	手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達	13
6.	資料：参考サイトのQRコード	13

1. 本手引きの目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）」は、地球環境の保全に資するため、法令に適合して伐採された木材等（以下「合法伐採木材等」という。）の流通及び利用を促進することを目的としています。

2025年4月から施行される改正クリーンウッド法では、川上・水際の木材関連事業者が、合法性確認を行うことが義務付けられました。この手引きは、合法性確認の方法について、林野庁の「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」を参考に、国産原木の合法性確認に特化したものです。

クリーンウッド法に基づく合法性確認は、既に国内の多くの木材関連事業者によって通常の商取引の一貫として実施されている内容を含んでいると考えられます。まずは、事業者自らが本手引きを参考に自社の商取引を見直し、合法性確認が適切に行われているかを確認することが重要です。実際の合法性確認にあたっては、本手引き掲載のチェックリストをそのまま利用することも可能ですが、自社の取引形態等に合わせたチェックリストを作成することも有効と考えられます。本手引きを参考に、多くの事業者が適切な合法性確認を行うことを願います。

2. リスクに基づく合法性確認

一般に、取り扱う木材の種類や調達先などにより、違法伐採リスクは大きく異なるため、リスクの大小に関わらず同じ手間をかけて合法性確認を行うと、事業者にとって過度な負担となったり、合法性確認が不十分となったりする可能性が生じます。このため効果的かつ効率的な合法性確認のためには、違法伐採リスクを評価し、リスクに応じて確認すべき書類や情報を判断する「リスクベースアプローチ」が有効です。

2.1. 国産原木の違法伐採リスク

我が国は、汚職が少なく¹、国内の違法伐採リスクは非常に低い²と国際的に評価されています。我が国でも故意か否かを問わず所有者に無断で伐採が行われる事例（無断伐採）が発生していないわけではありませんが、林野庁による調査結果³において、近年では無断伐採の報告件数の減少がみられます。また輸入木材等と比較して、国産原木は、森林所有者や素材生産事業者から原木市場や木材加工事業者等までのサプライチェーンが短いことも特徴です。

これらのことから、本手引きでは国産原木の違法伐採リスクは一般的に低いことを前提とし、国産原木を取り扱う第一種木材関連事業において事業者が行う合法性確認の手法を示しています。

¹ NGO トランスペアレンシー・インターナショナルが公表している腐敗認識指数<<https://www.transparency.org/en/>>でも汚職が少ない国であると評価されています。

² 英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）の情報提供サイト「森林ガバナンスと合法性」<<https://forestgovernance.chathamhouse.org/countries/japan>>
森林管理協議会（FSC）の「リスク評価プラットフォーム」<<https://connect.fsc.org/document-centre/documents/resource/359>>

NGO プリファードバイネチャーの「ソーシングハブ」<<https://sourcinghub.preferredbynature.org/country-risk-profiles/aDB0X000000k9bSWAQ/a04b0000001GEU1AAO/?date=>>>

NGO フォレスト・トレンドズの「違法森林減少と関連取引リスク」<https://www.forest-trends.org/ibat_countries/japan/>

³ https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/240719_7.html

3. 本手引きの対象事業者・対象物品

3.1. 対象事業者

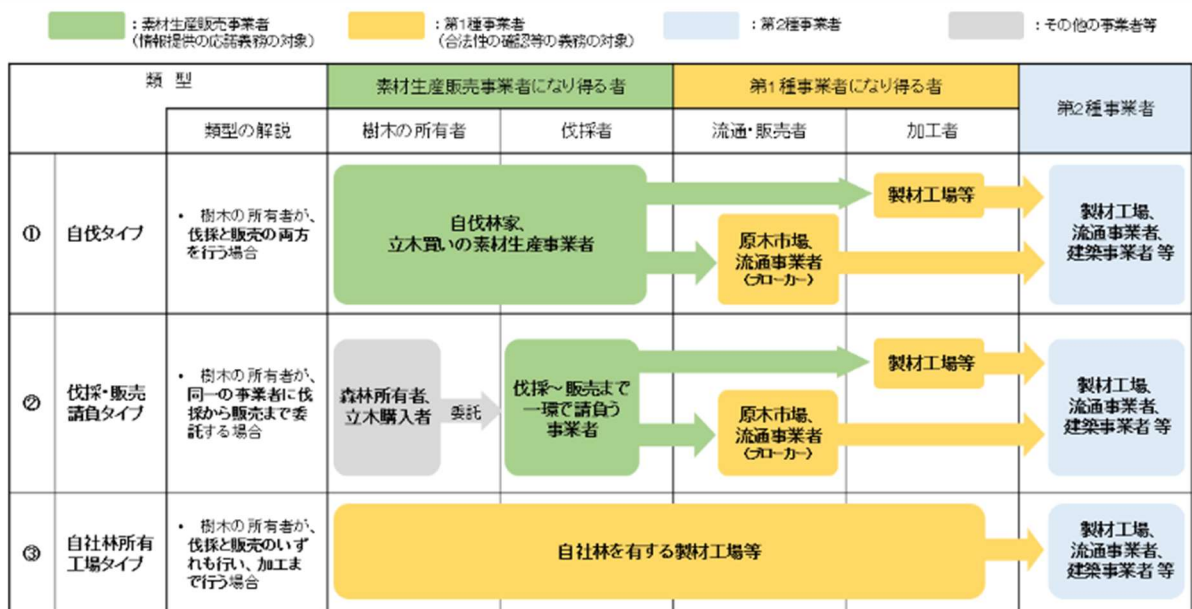
本手引きは、合法性の確認が義務付けられる、国内の木材流通の最上流にあたる第一種木材関連事業を行う事業者を対象としています。具体的には、樹木の所有者（立木購入を行った素材生産事業者を含む）から直接原木を譲り受けて加工、輸出又は販売を行う製材所等の木材加工事業者や原木市場等の流通事業者及び自ら所有する樹木の原木の加工又は輸出を行う事業者です。

なお、本手引きは、クリーンウッド法に基づく登録や、林野庁ガイドライン⁴の合法木材供給事業者認定を受けているか否かにかかわらず、活用することができます。

図1 クリーンウッド法の義務対象（素材生産販売事業者、第一種木材関連事業者）

義務対象の考え方 国産材の場合

- (1) 原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者
(2) 第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者



⁴ <https://www.goho-wood.jp/>

3.2. 対象物品

本手引きは国産の原木を対象とします。

4. 合法性確認の実施に向けた体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項（努力義務）として、体制の整備が定められています。合法性確認の適切な実施のためには、体制の整備として責任者の設置や取組方針の策定を行うことが有効です。本手引きで示すチェックリストを活用し、合法性確認の手順や判断基準をあらかじめ整理しておくことができると考えています。

また、合法性の確認においては、取り組みながら PDCA サイクルを回して質を高めていくことが重要です。例えば、合法伐採木材でない木材を譲り受けてしまった際に、次回以降の取引相手の選定にあたっては追加的に情報を求めるなど、リスクの低い取引相手を選定するための結果のフィードバックを PDCA サイクルに組み込むことで、次回以降の取引における合法性の確認の効果をいっそう向上させることができると考えられます。

5. 合法性確認の方法

本手引きでは、国産原木の合法性確認の方法について、フローチャート（図2）で示しているとおり、以下の4手順に分け、「国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト」（図3）を活用する方法を示します。

手順1－1：原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を収集する

手順1－2：リスク情報を収集する

手順2：手順1及び2の結果に基づき、合法性確認を行う

手順3：記録の作成・保存を行う

手順4：譲り渡しを行う相手方へ情報を伝達する

これらの手順で行った合法性確認の記録を保存することは、違法伐採リスクに対する取組を行った証拠を残すという観点からも、自社の合法性確認の精度を向上させ、必要に応じてその手順を見直すためにも重要です。

図2 国産原木の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート

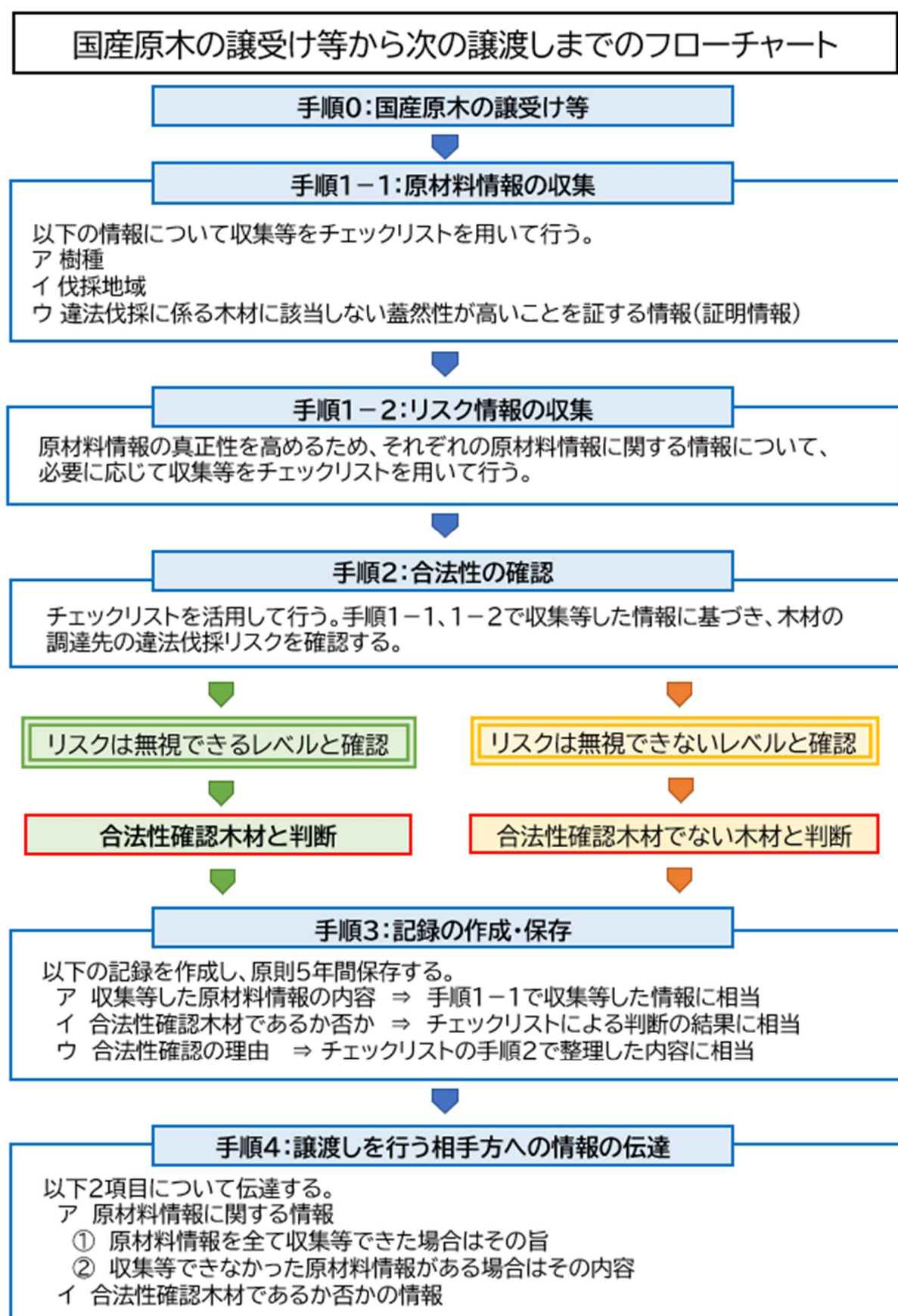


図3 国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト

国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: 年 月 日
取引内容:		
取引相手:		
担当者:	責任者:	
	社内管理番号:	
No.	確認内容	自由記載欄
手順1-1: 原材料情報の収集(必須)		
1	調達する原木の樹種に関する情報	
	☐ 樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
2	調達する原木の伐採地に関する情報	
	☐ 国産材であると把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
	☐ 都道府県を把握しています	☐ 市町村を把握しています
3	調達する原木の証明書に関する情報	
	【行政手続書類】	
	☐ 伐採造林届出書(適合通知書及び確認通知書を含む)	
	☐ 森林経営計画認定書	☐ 林地開発許可証
	☐ 保安林内立木伐採許可決定通知書等	☐ 国有林野事業に関する契約書等
	【第三者認定に関する書類】	
	☐ 森林認証(FSCやSGEC等)による証明書	☐ 地域材証明制度に基づく証明書
	☐ 林野庁合法性ガイドラインの認定事業者からの合法性証明書	
手順1-2: リスク情報の収集		
1	調達先(素材生産販売事業者)に関する情報	
	☐ 「合法的に伐採された原木を供給する」旨の契約等を結んでいます	
	☐ 当該調達先と原木の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
	☐ 調達先は森林認証、林野庁の合法ガイドラインの合法木材供給事業者認定等を受けている事業者です	
	☐ 調達先は、原木の合法性に関する行動規範や取組等について公表しています	
2	その他の証明書	
	☐ 樹木の所有者等が発行した法令に適合した伐採であることの自主証明(除伐、線下伐採、2条森林など)	
	☐ 工事の元請け等が発行した、法令に適合して伐採したことの証明書(工事契約書等)	
	☐ その他(自由記載欄に具体的に記載)	
3	その他の確認項目(任意で設定)	
	☐	
	☐	
手順2: 合法性確認		
	☐ 収集した書類等は、申請書、発行者、期限、発行日等が適切で真正なものです	
	☐ 原材料情報について、見込みどおりの物品が搬入されたことを確認しました	
	☐ リスク情報から、リスクが十分に小さいことを確認しました	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性確認であるかどうかを判断		
	☐ 違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材であると判断しました	
	☐ 違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材でないと判断しました	

5.1. 手順 1：原材料情報及びリスク情報の収集

チェックリスト（図 3）に基づき原材料情報及びリスク情報の収集を行います。

各項目に設けた「自由記載欄」は参照した情報、特記事項等を具体的に記載することに活用できます。また、事業体において、木材等に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に別途整理している情報に紐付くように管理することも有効と考えられます。

5.1.1. 手順 1－1：原材料情報の収集

手順 1－1 では、原材料情報である樹木の樹種、伐採地域、証明書を収集します。原材料情報の収集は第一種木材関連事業者の義務ですので、必ず行います。仮に情報が得られない場合は、その旨を記録し収集を試みたことが分かるようにしておくことが重要です。

① 樹種

樹種は通常取引で用いている樹種名を把握します。国産材であれば伐採造林届出書に記載されている樹種名やケヤキ、サクラといった個別の樹種名を把握します。樹種については、素材生産販売事業者から情報提供を受けずに自らが判断しても差し支えありません。

② 伐採地域

伐採地域については、国産材である旨、都道府県、市町村のいずれかの把握が必要です。

③ 証明書

違法伐採に該当しない蓋然性が高い木材であることを証明するものを収集します。国産材については、図 4 のとおりです。これらの情報の間には優劣があるものではありませんが、森林認証や林野庁ガイドラインに基づく認定は、事業者に対して発行されている認定証や認定番号ではなく、認定制度に基づく譲り受けた原木に対する合法性に関する証明書を入手することが必要です。また、独立した証明書の形で提供される場合に加え、納品書等に木材の合法性を証明する文言が記載されている場合もあります。

なお、証明書については、複数入手可能なケースが考えられますが、全て入手しなければ合法性確認ができない訳ではありません。事業者は違法伐採のリスクに応じて収集する証明書を選ぶこととなります。

図4 証明情報として活用できる情報の一覧

証明として活用できる情報の一覧（国産材）		（別紙）
民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における認定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第3条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
		⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明合法性を要件にしている制度に限る）
		⑨森林認証制度による木材に対する証明大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
		⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明大臣から者の指定を受けたもののみ）
		⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
	普通林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
		②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
		③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
		④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
		⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
	保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		⑥森林法施行規則第0条第1項第5号～第9号における届出書
国有林		①林産物の売買契約書、請書等
		②産物販売委託契約書
		③立木補償に関する契約書、請書等
		④樹木採取権実施契約書

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

16

5.1.2. 手順1－2：リスク情報収集

手順1－2では、リスクに関する情報として調達先に関する情報と必要に応じその他の証明書を収集します。

(1) 調達先に関する情報

適切な調達先の選定は、違法伐採リスクを減らす重要なポイントです。具体的には、①調達先との契約書、②取引実績、③調達先の合法性に関する認証等の情報、④調達先が公開している情報の活用が考えられます。なお、調達先が自社の場合、法令に適合して伐採することについても自社が責任を持っているため、書類を取得する必要はありません。

(2) その他の証明書に関する情報

除伐や線下伐採、農地・宅地の樹木、街路樹の伐採といった森林法等に基づく行政手続不要の伐採において、樹木の所有者等が発行した自主的な証明書を、リスクを低減させる情報として活用することができます。公的機関などの第三者が介在しない証明書の活用においては、証明書の信憑性を慎重に判断することが重要です。

5.2. 手順2：合法性の確認

手順2では、収集した原材料情報及びリスク情報について、チェックリストに記載の観点から事業者自身で違法伐採リスク評価を行います。

リスクが無視できるレベルだと判断するためには、原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を全て収集するとともに、譲り受けた原木と収集した情報の突合などにより、原材料情報が適切で真正だと確認することが重要です。仮に、森林法における手続がない伐採である等の理由で証明書が取得できなくても、国産原木の違法伐採リスクは一般的に低いことから、手順1－2で収集したリスク情報を踏まえることで、リスクが無視できるレベルだと判断することは可能と考えられます。

リスクが無視できるレベルと評価できそうにない場合は、例えば下記の表の要素について、追加的に情報収集を行うなど、リスク情報の収集のその他の確認項目を任意で設定し、リスク軽減を図ることも考えられます。

なお、合法性の確認については任意の単位で行ってよいため、自社の取引形態に応じて①譲受け等ごとに行う、②譲受け日ごとに行う、③取引先ごとに行うなど、適切な単位を選択できます。

表：追加的に収集する情報の具体例

1. 取引関係者について
・ 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める 例：森林所有者から素材生産販売事業者までの取引関係の確認 ・ 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる ・ 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、地方自治体等に対して照会する
2. その他の情報について
・ 伐採契約に関する問合せ等を行う 例：樹木の所有者と素材生産販売事業者間の契約状況の確認 樹木の所有権を示す書類の確認 ・ 衛星データ等を用いて伐採地を確認する ・ 証明書等に記載されている地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する

コラム：原材料情報及びリスク情報の収集と合法性の確認を行うタイミング

①原材料情報及びリスク情報の収集については、取引先に関する情報や取引先から提供された情報が必要です。その一方で、②合法性の確認については①で収集した情報に加えて、譲り受けた原木と原材料情報を突合し、見込み通りの物品を譲り受けていることを確認する必要があります。

このため、①②は可能な限り下記のタイミングで実施することで、効率的にクリーンウッド法に対応できると考えられます。

- | | | | |
|---|-----------------|---|----------|
| ① | 原材料情報及びリスク情報の収集 | ： | 取引先との契約時 |
| ② | 合法性の確認 | ： | 原木の譲受け時 |

5.3. 手順3：記録の作成・保存

クリーンウッド法では、合法性の確認に関する以下（１）～（３）の記録を作成し、原則５年間保存することが義務として求められています。記入済みのチェックリストは（２）及び（３）の保存に活用できます。

（１）収集等した原材料情報の内容

⇒手順１－１で収集等した情報に相当します。

（２）合法性確認木材であるか否か

⇒チェックリストによる確認結果に相当。

（３）合法性確認の理由

⇒チェックリストの手順２の結果に相当。チェックリストに例示しているもののほか、以下のような記録の仕方も考えられます。また、手順１－２で収集した情報を用いて合法性の確認を行った場合は、その旨も併せて記録しておくことが重要です。

- ・○○という関連情報を用いて判断した
- ・収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
- ・取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であること踏まえて判断した

これらの記録は、クリーンウッド法で求められているものではありませんが、自社の合法性の確認手順を見直したり、確認の精度を向上させたりする際にも役立てることができます。また、事業者が適切に合法性の確認を行ったことの根拠となりますので、取引相手等から合法性の確認に関する報告を求められた場合などにも役立つ他、SDGs等の観点から自社の価値を説明する根拠にも活用可能と考えられます。

なお、記録の作成・保存方法については、書面又は電子によるものとされています。

5.4. 手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達

手順3の記録の作成・保存を行った原木を、他の木材関連事業者に譲渡しを行う場合、以下の2項目を譲渡し先に伝達することが必要です。

(1) 原材料情報に関する情報

⇒原材料情報の収集等の結果に関する情報

① 原材料情報を全て収集等できた場合はその旨

例：全て収集できた／スギ、〇〇県、伐採造林届出書 など

② 収集等できなかった原材料情報がある場合はその内容

例：証明書なし／樹種、伐採地域なし など

(2) 合法性確認木材であるか否かの情報

⇒合法性確認木材です／合法性確認木材でない木材です など

なお、記録の伝達の方法については、書面又は電子によるものとされており、相手が知覚できるものでなければなりません。また、電子ファイルを伝達する場合は、伝達相手が出力により書面を作成できるものである必要があります。

6. 資料：参考サイトの QR コード

クリーンウッドナビ



合法木材ナビ



FSC



SGEC/PEFC



各サイトの URL は本文脚注に記載